

NPO法・寄付税制の改正概要と今後の対応

～何のために、何が変わり、今後どうすべきか～

I、今回の改正の特徴

II、今回の改正の経過と意味合い

III、今回の改正の目的

IV、今回の改正の内容

1、NPO法の改正（H24.4.1から施行）

2、寄付税制の改正（H23.6.30・一部H24.4.1から施行）

V、今後やるべきこと・検討すべきこと

【資料1】認定NPO法人と寄付税制の変革

【資料2】認定NPO法人と公益法人との対比表

【資料3】法人別：税制優遇措置の対比表

新しい公共をつくる市民キャビネット

H23. 6. 15 に NPO 法改正案が全会一致で、H23. 6. 22 に税制修正法案が賛成多数で可決・成立！
H23. 6. 30 に税制改正の分離法関連法案(法律・施行令・省令)が公布・施行！

I、今回の改正の特徴

- NPO 法施行以来の大幅かつ画期的な改正！
1998. 12 制度創設以降毎年 NPO 側から改正要望を提出しているが、今回大半が採用された。
- 政情不安定な中で奇跡的に成立！
なぜか??

II、今回の改正の経過と意味合い

- 政権が変わり、「新しい公共」の担い手として NPO 等を支援・育成するために、「市民公益税制 PT」が立ち上げられ、「新しい公共支援事業」も開始。
- 東日本大震災により、寄附金や NPO 活動の必要性がより具現化。
- NPO 側の長年にわたる改正への執念が、NPO 議連等を後押し。
- NPO 議連は、現行の「予算関連法案」から与野党合意している法案を分離し優先的に審議。



- ☆ 日本の社会において、これまで以上に NPO 等への期待が高い。
- ☆ NPO 側が頑張り、社会の期待に応える必要がある！！

III、今回の改正の目的

- より活動しやすくする(事務ロードを軽減する)ため
…認証審査期間の柔軟化、定款変更の届出事項の拡大等
- 社会的信頼性を高めるため …NPO 法人会計基準の取り込み、情報開示の充実等
- 財政基盤を強化するため …認定 NPO 法人制度の見直し、税額控除方式の導入等

IV、今回の改正の内容

1、NPO 法の改正 (H24. 4. 1 から施行)

【より活動しやすくするための改正】

(1) 活動分野の追加[新 2 条・別表]

現行法では 17 分野であったが、下記 3 つを追加し、20 分野とする。

- ・ 観光の振興を図る活動
- ・ 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- ・ 法第 2 条別表の各号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動

(2) 所轄庁の変更[新 9 条]

現行法では 2 つ以上の都道府県に事務所を設置する場合の所轄庁は内閣府であったが、その主たる事務所が所在する都道府県の知事または指定都市の市長とする。

(3) 認証制度の柔軟化、簡素化

① 認証審査期間の柔軟化[新 12 条 2 項]

現行法では縦覧期間終了後 2 ヶ月間としていたが、都道府県又は指定都市の条例でこれより短い期間とすることができる。

② 認証審査期間中の補正[新 10 条 3 項]

現行法では何ら規定がなかったが、都道府県又は指定都市の条例で定める軽微なものであれば、受理後 1 ヶ月以内は補正することができる。

③ 社員総会の決議の省略[新 14 条の九]

現行法では総会は「会議体」とされていたが、「みなし総会決議」（社員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったもの）とすることができる。

④ 理事の代表権の制限に関する登記[新 16 条=同 2 項を削除]

現行法では定款で理事の代表権を制限しても第三者に対抗できず、理事全員を登記しなければならなかったが、「善意の第三者に対抗することができない」の規定を削除するとともに、その代表者のみ登記するよう組合等登記令を改正する。

⑤ 定款変更の際の届出事項の拡大[新 25 条 3 項]

現行法では定款変更した際事後届出で良いのは軽微な 3 事項だけであったが、役員の定数、会計に関する事項、事業年度、解散に関する事項(残余財産の帰属すべき者に係るものを除く)の 4 つを新たに拡大し、7 項目とする。

⑥ 解散公告の簡素化[新 31 条の十]

現行法では「3 回以上」となっていたが、「少なくとも 1 回」に簡素化する。

【社会的信頼性向上のための改正】

① 認証後未登記団体の取消し[新 13 条 3 項]

現行法では何ら規定がなかったが、団体が認証を受けた日から 6 か月を経過しても設立の登記をしない場合は、認証を取り消すことができることとする。

② 会計書類に係る改正[新 27 条 1 項] = 「NPO 法人会計基準」の取り込み

現行法では、計算書類を「財産目録」・「貸借対照表」・「収支計算書」の 3 つとしていたが、

・「収支計算書」を「活動計算書」（活動に係る事業の実績を表示するもの）に改める。

当分の間、「収支計算書」を提出することができるよう特例措置を設ける[附則 6 条]。

・計算書類としては「貸借対照表」と「活動計算書」の 2 つとし、財産目録は付属明細書的な位置付けとする。

・「収支予算書」も「活動予算書」（その行う活動に係る事業の収益及び費用の見込みを記載した書類）に改める。[新 10 条 1 項八]

・「収入」・「支出」・「収益」を、「収益」・「費用」・「利益」に変更する。[新 10 条 1 項八・5 条]

③ 情報開示の充実[新 14 条・28 条・30 条]

現行法の規定を、より充実させる。

・従たる事務所においても、事業報告書等・役員名簿・定款等を備え置き、閲覧の請求があった場合は閲覧させる。

・所轄庁は、事業報告書等・役員名簿・定款等の閲覧に加え、謄写の請求があった場合は謄写させなければならない。

【財政基盤を強化するための改正】

＝認定 NPO 法人制度を租税特別措置法から NPO 法へ移管 (H24. 3. 31 迄は租税特別措置法等)

(1) 認定機関の変更 [新 44 条・58 条]

現行法では国税庁長官であったが、認定・仮認定とも、所轄庁(知事・指定都市市長)が認定する。

(2) 認定 NPO 法人の「パブリック・ヒート・テスト」(以下 PST) 要件の見直し [新 45 条]

① 絶対値基準の導入

現行法では相対値基準だけであったが、絶対値基準＝寄付金額が年 3,000 円以上の寄付者数が年平均 100 人以上を選択することもできる(役員及び当該役員と生計を一にする者を除く。また、個人である場合は生計を一にする者からの寄附金の額は加算される)。

② 特例の本則化

現行法では特例であった「相対値基準の 1/5 以上」、「小規模法人の緩和規定」、「初回申請の実績判定期間の 2 年」が、いずれも本則化された。

③ TSP 要件の免除等

都道府県又は市区町村は、条例で個別に指定した、域内に事業所のある NPO 法人について TSP 要件を免除等することができる。

(3) 仮認定制度の導入 [新 58～62 条・附則 7 条]

現行法では何ら規定がなかったが、認定のための 9 つの基準のうち、PST 基準を満たしていなくても認定を得ることができることとする。実績判定期間は 2 年。有効期間は 3 年間。仮認定を受けられる NPO 法人は、設立の日から 5 年を経過しておらず、過去に認定又は仮認定を受けたことがないこと。

ただし、法施行日から 3 年間は、すべての NPO 法人が仮認定の申請ができることとする。

(4) 段階的な監督規定の整備 [新 64～67 条]

現行法では即「取消し」であったが、認定・仮認定とも、「報告・検査」、「勧告・命令」を経て「取消し」と段階的に行われる。

(5) みなし寄附金制度の拡充

現行法では所得金額の 20%であったが、所得金額の 50%又は 200 万円いずれか多い額を寄附金とみなし、損金算入することができる。ただし、仮認定期間中は適用されず。

【検 討】

本法律施行後 3 年を目途に、「特定非営利活動法人」の名称等について、検討を加える。

2、寄付税制の改正 (H23. 6. 30・一部 H24. 4. 1 から施行)

【財政基盤を強化するための改正】

＝所得税法等、租税特別措置法等、地方税法等の改正

(1) 所得税の税額控除方式の導入 [H23. 1. 1 以降の寄付に遡及適用]

① 認定 NPO 法人への税額控除方式の導入

個人が特定非営利活動事業に寄付した場合は、所得控除方式の他に、寄附金合計額から

2,000円を超えた金額の40%に相当する金額を所得税額から控除することもできる(ただし、所得税額の25%が限度)。

住民税(都道府県民税4%+市町村民税6%)と合わせると最大50%となる。

② 税額控除方式導入の対象拡大

公益社団・財団法人、学校法人等、社会福祉法人及び更生保護法人のうち、PSTと同様の要件と情報公開の要件を満たすものに対する寄付金についても税額控除方式を導入する。

(3) 認定NPO法人のPST要件の見直し

- ① 絶対値基準の導入
 - ② 特例の本則化
 - ③ TSP要件の免除等
- } 前掲の通り

(4) 地域において活動するNPO法人等の支援(個人住民税)

① 寄附金税額控除対象の拡大

都道府県又は市区町村は、認定NPO法人以外のNPO法人のうち住民の福祉の増進に寄与するものを、条例で個別に追加することができる。

② 「ふるさと寄附金」を活用してNPO法人等への支援の促進

③ 寄附金税額控除適用下限額の引き下げ[H23.1.1以降の寄付に遡及適用]

寄附金税額控除適用下限額について、現行5千円を2千円に引き下げる。

(5) 日本版ブランド・ギビングの創設

公益社団・公益財団・認定NPO法人への寄付を目的とした特定寄附信託について、信託財産から生じる利子所得について所得税・個人住民税を非課税とする制度を新たに創設する。

V、今後やるべきこと・検討すべきこと

<個々のNPOとして>

(1) 今回の改正内容の習得

…「NPO/NGOに関する税・法人制度改革連絡会」(「連絡会」という)主催で、7月~10月の間、全国各地で地域学習会を実施(7/21(木)PM12:30から東京での説明会・祝賀会予定)。

(2) 定款変更すべき項目の検討

…自分達の団体がより活動しやすくするために改正のどこを取り入れ、定款変更すべきか。

(3) NPO法人会計基準の習熟・ウォッチ

…NPO法人会計基準協議会でH22.7に民間で初めて「NPO法人会計基準」を策定。今回帳票の名称は採用され法定化されたが、フォーマット等は内閣府が5/24に立ち上げた「特定非営利活動法人の会計の明確化に関する研究会」で10月頃決定予定。

NPO法人会計基準についての情報は、「みんなで使おう!NPO法人会計基準」⇒
<http://npokaikei.info/> を活用。「NPO法人会計基準」も市販(八月書館発行)。

(4) 仮認定制度へのチャレンジ

…全ての法人が仮認定を受けられる。約4.3万団体が100人に寄付の呼びかけをしつづけていけば、寄付文化は大いに育つ!

「新PST・仮認定制度普及キャンペーン」を7月~12月迄実施(7/21祝賀会で詳細説明)。

<NPO全体として>

(1) 次年度へ向けての要望

…[寄付税制] 連絡会で、寄付金控除適用下限額の廃止、年末調整の対象化、繰越控除の導入、損金算入の拡大、みなし譲渡の所得税・受け取り利子等の源泉税の非課税等を取りまとめ、H23.7.11 迄に内閣府へ提出予定。

[NPO 法] 法律/法人名称の変更、その他事業の制約緩和等を取りまとめ、H23.12 に提出。

(2) 政省令・条例制定に向けての要望

…連絡会で詳細について検討し、提出予定。

(3) NPO 法人会計基準の採用のフォロー

…「NPO 法人会計基準」のフォーマット等が採用されるよう積極的にフォローする。

【資料1】

認定NPO法人と寄付税制の変革

<認定NPO法人制度>

⇒ 税制優遇が高まったため、規制も若干強化される!

	H23. 6. 29 迄	H23. 6. 30 以降	H24. 4. 1 以降
根拠法	租税特別措置法・施行令		NPO法
認定機関	国税局長官		所轄庁
認定要件・基準	9つの要件	9つの基準	
・パブリックサポートテスト	絶対値基準のみ	絶対値基準 or 相対値基準のいずれかの選択	
・相対値基準の基準	1/3、特例で1/5	1/5を本則化	
・小規模法人の緩和	特例	本則化	
・PST免除等の条例指定法人	なし	新設	
・実績判定期間	5年 or 2年	2年	
欠格事由	なし	6つの事由	
有効期間	5年間。その後は再申請、実績判定期間は5年間	5年間。その後は更新、実績判定期間は5年間	
税制優遇			
・個人の寄付税制	所得控除方式のみ	所得控除方式 or 所得税控除方式のいずれかの選択 (H23. 1. 1 以降寄附に金遡及適用)	
・法人の寄付税制	損金算入限度額：所得金額×5%		
・相続人の寄付税制	非課税		
・みなし寄附金制度	所得金額の20%	所得金額の50% or 200万円のいずれか大きい金額へ拡充	
取消し	義務的取消し 3つのいずれかに該当するとき	義務的取消し 4つのいずれかに該当するとき 任意的取消し 3つのいずれかに該当するとき	
仮認定制度	なし	新設 ただし、上記のうち次ぎの項目が認定と異なる ・認定基準：PSTを除いた8つの基準 ・申請資格：設立後5年以内。ただし施行後3年間は5年を経過しても可 ・有効期間：3年間 ・税制優遇：みなし寄附金制度なし	

<寄付税制>

	H23. 6. 29 迄	H23. 6. 30 以降	H24. 4. 1 以降
個人住民税の寄附金控除適用下限額	5,000円	2,000円へ引き下げ (H23. 1. 1 以降寄附金に遡及適用)	
個人住民税の寄附金税額控除対象法人	認定NPO法人の中から条例指定	認定NPO法人だけでなく一般のNPO法人の中から条例指定できるよう拡大	
日本版「ラント・ヒギン」信託制度	なし	新設	

【資料2】

認定NPO法人と公益法人との対比表

⇒ 税制優遇の差は縮小したが、規制は公益法人の方が厳しい!

	認定NPO法人 (H24. 4. 1 以降)	公益社団・財団法人 (H20. 12. 1 以降)
根拠法	特定非営利活動促進法 (NPO法)	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律 (公益認定法)
認定基準	所轄庁は、9項目の[認定基準]に該当しかつ6項目の[欠格事由]に該当していないかを審査し、決定・認定する (45条、47条) ①パブリックサポートテスト (PST) ・相対値基準：寄附金等収入金額/経常収入金額 ≥ 1/5 ・絶対値基準：実績判定期間中平均3,000円以上×100人以上 ・PST免除等の条例指定を受けたNPO法人 ②事業活動のうち一定の公益活動が50%未満であること ③運営組織及び経理に関し一定の基準に適合していること ④事業活動に関し一定の基準に適合していること ⑤一定の書類について閲覧の請求があった場合は閲覧させること ⑥各事業年度において事業報告書等を所轄庁に提出していること ⑦法令等違反、不正行為による利益取得等の事実がないこと ⑧設立後1年を超える期間を経過していること ⑨実績判定期間において③(一部)～⑦の基準に適合していること	行政庁は、公益認定等委員会・合議制の機関に、18項目の[認定基準]に該当しかつ6項目の[欠格事由]に該当していないかを諮問し、決定・認定する (4条、5条、43条) ①公益目的事業を行うことを主たる目的とするものであること ②必要な経理的基礎及び技術的能力を有するものであること ③～⑤省略 ⑥当該公益目的事業に係る収入がその実施に要する適正な費用を償う額を超えないと見込まれること ⑧公益目的事業比率が100分の50以上となると見込まれること ⑨遊休財産額が一定の額を超えないと見込まれること ⑩～⑪省略 ⑫会計監査人を置いているものであること ⑬役員報酬等が不当に高額にならないよう定めていること ⑭～⑯省略
欠格事由	☆上記にかかわらず、6項目の欠格事由のいずれかに該当する法人は認定を受けることができない (47条)	☆上記にかかわらず、6項目の欠格事由のいずれかに該当する法人は公益認定を受けることができない (6条)

	①理事、監事のうちに、次のいずれかに該当する者があること ・認定取消しの原因となった日以前1年以内に <u>その業務を行う</u> 理事であった者については取消日から5年を経過しないもの等 ②認定取消日から5年を経過しないもの ③定款・事業計画書の内容が行政庁の処分違反しているもの ④国税・地方税の滞納処分の終了日から3年を経過しないもの ⑤国税・地方税の重加算税・金を課された日から3年を経過しないもの ⑥暴力団又はその構成員等の統制下にあるもの	①理事、監事、評議員のうちに、次のいずれかに該当する者があること ・認定取消しの原因となった日以前1年以内に <u>当該法人の業務を行う</u> 理事であった者については取消日から5年を経過しないもの ②認定取消日から5年を経過しないもの ③同左 ④法令上必要な行政機関の許認可等を受けることができないもの ⑤左の④に同じ ⑥同左
認定有効期間	5年間。その後は更新する必要あり	有効期限なし。ただし、毎年審査される。
事業実施上での法定ルール	特になし	①当該公益目的事業の実施に要する適正な費用を補う額を超える収入を得てはならない(14条) ②毎事業年度における公益目的事業比率が100分の50以上となるように公益目的事業を行わなければならない(15条) ③毎事業年度末日における遊休財産額は翌事業年度においても行うために必要な額として、当該年度に要した費用の額を基礎として一定の額を超えてはならない(16条)
付加される事務	毎事業年度初めの3ヶ月以内に寄附者名簿等を作成し、一定期間備え置く 毎事業年度1回役員報酬規定等を所轄庁に提出	毎事業年度開始日の前日迄に事業計画書等を行政庁に提出 毎事業年度経過後3ヶ月以内に財産目録等(定款を除く)を行政庁に提出
認定取消し	☆所轄庁は、4項目のいずれかに該当するときは、認定を取り消さなければならない(67条1項) ①欠格事由(②を除く)のいずれかに該当するとき ②不正の手段で認定等を受けたとき ③正当な理由なく所轄庁・関係知事の勧告措置命令や所轄庁のその他事業の停止命令に従わないとき ④認定の取消しの申請があったとき ☆所轄庁は、3項目のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができる(67条2項) ①認定基準のうち③・④(一部)・⑦の基準に適合しなくなったとき ②事業報告書等の提出や閲覧の規定を遵守していないとき ③法令・処分に違反したとき	☆行政庁は、4項目のいずれかのとき、公益認定等委員会・合議制の機関に諮問し、公益認定を取り消さなければならない(29条1項、43条) ①同左 ②同左 ③正当な理由なく行政庁の勧告措置の命令に従わないとき ④同左 ☆行政庁は、3項目のいずれかのとき、公益認定等委員会・合議制の機関に諮問し、公益認定を取り消すことができる(29条2項、43条) ①公益認定基準のいずれかに適合しなくなったとき ②公益法人の事業活動等の規定を遵守していないとき ③同左
認定取消し時の処分	・財産はそのまま保有可 ・みなし寄附金制度を活用した損金算入金額に対しては、取り戻し課税を行う	・公益目的取得財産残額は取消日から1箇月以内に定款の定めに従い他の公益法人等(決まらない場合は行政庁)に贈与しなければならない(30条)

(注) 「仮認定」については、【資料1】の4項目以外は、「認定基準」～「認定取消し時の処分」迄全て「認定」と同じである。

【資料3】

法人別：税制優遇措置の対比表 ⇒公益法人と認定NPO法人の差が縮む！

税区分	税の種類	税の優遇措置内容	特定非営利活動法人		一般/公益社団・財団法人		
			NPO法人	認定NPO法人	一般社団 財団法人	公益社団 財団法人	
法人の税金	国税	法人税	収益事業のみ課税	○	○	△(※1)	○ (公益目的事業非課税)
		みなし寄附金制度	×	○ (所得金額50% or200万円)	×	○ (所得金額50% or公益目的事業100%)	
	所得税	受取利子・配当等の源泉所得税の非課税	×	×	×	○	
	登録免許税	法人登記の登録免許税の非課税	○	○	×	○	
	地方税	都道府県民税	法人住民税均等割の収益事業をやっていない場合の減免	○	○	×	○ (一部見込)
		市町村民税					
		都道府県民税	法人住民税法人税割の収益事業のみ課税	○	○	△(※1)	○ (公益目的事業非課税)
市町村民税							
事業税	収益事業のみ課税	○	○	△(※1)	○ (公益目的事業非課税)		
寄附者の税金	国税	法人税	特定公益増進法人としての優遇措置	×	○	×	○
		所得税	所得控除方式 or 所得税割除方式の選択	×	○	×	△(※2)
		相続税	相続財産を寄附した場合の特例措置	×	○	×	○
	地方税	都道府県民税	個人住民税額からの控除	×	○	×	○
		市町村民税					

※1、一般法人のうち「非営利型法人」及び「共益型法人」と認められた場合は、○となる。

※2、PST・情報公開等の要件を満たせば○となる。